労働力政策に関する覚え書

二 好 正 巳

開題

四、再生産構造論と労働力政策三、国家独占資本主義論と労働力政策二、全般的危機論と労働力政策

開題

六五

結語

労働運動論と労働力政策

政策が、 継続を保証することにおいて、労働力政策一般とは異なっていることを明らかにすることにある。すなわちそれ では準戦時体制以降のことであり、 としてではなく、 本稿の直接の課題は、 経済政策の中心的政策として一般化し体系化するのは、国家独占資本主義体制下日本資本主義との関連 資本蓄積の具体的形態としてもつところの労働力への利潤の転化の保証とそのことによる蓄積 労働力政策の概念を明らかにすることである。このような課題設定の意味は、 ②この国家独占資本主義下での労働力政策は、それがたんに労働力創出政策 ⑴労働力

五九 (一七九)

労働力政策に関する覚え書(三好

1.力政策を国家独占資本主義論として論じなければならないことを意味するであろう。

働者不足による生産の阻害を不熟練労働力の大量投入によって補塡せんとするとき、 慌 みならず不熟練労働者を含めた一般的・絶対的不足にまで到達したのである。 としてあらわれざるをえなかった。さらに戦争の激化は、応召者の激増をもたらし、 不足の問題が発生したことにおいてであった。労働力不足は、 産業の外延的拡大によるほかはなく、 の生産力の一般的停滞とそのもとでの経済の軍事化に触発されてのものであった。第一次世界大戦以降、(1) 労働力政策の体系的確立は準戦時体制に入ってからだが、それはその時期において、 この専門技術労働者の機械による置きかえは戦争によって阻止された。 金融恐慌、 昭和恐慌の一連の恐慌過程での合理化は、その合理化過程で専門技術労働者 この軍需産業の拡大のもとで労働力不足は何よりも専門技術労働 日本資本主義にとって、 したがって、 労働力不足は熟練労働者 それにともなう専門技術労 資本主義の全般的危機 蓄積過程に 軍需生産の増大は軍需 (熟練労働者) おける労働力 者 を析出 戦後恐 の不足

独占資本主義体制の起源と労働力政策の体系化の起源は一致するのである。 おける労働力政策の体系化、 員法の一部実施(2) の各府県への軍労務斡旋部の設置、その他の県での軍需労務係設置と斡旋業務とであった。さらに、 充足に関する取扱要領」(一九三七年七月三一日通牒)による東京、 機関による積極的斡旋方の関係府県への指示(一九三七年七月一六日)と、 このような労働力不足にたいして政府のとった措置は、 (一九三七年九月一○日法律第八八号)、「労務需給調整施設要綱」(一九三七年)の実施は、 すなわち労務統制の開始を意味したのである。こうして日本資本主義における国 端初的には、 京都、 大阪、 内務・陸軍・海軍三省協議の「軍需要員 短期軍需労務需要充足のための職業紹 神奈川、 愛知、 広島、 軍需工業動 福岡、 わが国に 長崎

時体制下に入り、 九三七年は日中戦争の起きた年であり、 それとともにさきにのべたような労働力対策がとられ、一九三八年の国家総動員法の公布は 日独伊防共協定が締結された年である。ここに日本資本主義 は準戦 以

後の労働力政策の体系的展開を国家総動員体制の中軸として展開するよりどころをつくったといえよう。

労働力政策の本質的理解のためには、 労働力不足にたいする措置としての労働力創出政策たるところに、労働力政策の本質があるのではない。 には、 何に生産力政策なかんずく労働力政策が必然化するか、また労働力政策体系の形成はどのような内容をもちつつ ほかならない。 急速な展開は生産力政策の体系的実施を必然化した。労働力政策もまたその生産力政策体系の一環をなすものに 義陣営の最脆弱環において国家独占資本主義を生みだしたが、その国家独占資本主義体制としての経済軍事化 絶対的拡大要請に起因する労働力逼迫 全般的危機における労働力問題、 的内容を明らかにしなければならないであろう。 分解は労働力析出の問題であるのではなく、 (合理化の一 展開するのか。 進 -戦時体制下の労働力政策の実施は、 その基盤創出としての再生産構造の再編成とりわけ農業部門における再編成の問題が重要である。 形態) (3)かかる労働力政策は、 国家独占資本主義を政策体系としてとらえることはできないが、 にほかならないが、 とりわけ労働力不足の問題。すなわち、 それは最終的には絶対的賃銀切下に至る。 労働力の逼迫を結果した歴史的・経済的諸条件ならびに、 (労働力の過剰をともなら不足として)。 直接には労働力逼迫によってもたらされたものには違いないが、 熟練労働者の不熟練労働者による置きかえ、 生産関係諸形態を規定する生産関係基底問題としてとらえられるべ したがって労働力政策の本質理解にあたっては、 生産力の一般的停滞下での剰余価 (2)資本主義の全般的危機は、 この絶対的賃銀を切下げるため 国家独占資本主義体制として如 すなわち低賃銀労働 その生産関係論 (1)資本主義 資本主 しかし 農民層 5万利用 むしろ 値 の 0

労働力政策に関する覚え書(三好

た労働力政策によって、 体的条件の問 きであろう。 てのみ、 労働 題が絡んでくる。 農民層分解が賃労働関係の具体的諸形態を規定することにおいて、 力政策は展開 労働 運動が体制内に引きこまれることすらが起る。 労働運動の右傾化 し
ら
る
で
あ
ろ
ら
。 (4)労働力政策の具体化、 体制内化 なしに は労働 力政策 現実化にあたっ 再生産構造再編成の基盤 0 体系的展開 て は は あ 労 ñ 働 えなな 者階 級 の上 し、 の ŧ 主

係論を基底にして国家独占資本主義論を如何に展開するかとい が、 をとおして国 何よりも 以 政策体系論 Ŀ 应 I つ の 国家独占資本主義の労働力政策として理解されることになるのだが、 [家独占資本主義 問題を明らかにすることが、 であっ たり、 機構論、 0 理 一解に接近することを意図するものでもある。 所有論であったりすることへの批判としてのも 労働力政策の本質を明らかにすることである。 う問 題に ほ か ならないであろう。 それは今日 それは同時に、 ŏ で あり、 こうして労働 の国家独占資本主義 労働力政 そ n は賃労働 力政 策 の 理 策 解

1

一産力の指標として、

職工

__

人当り

実馬力数

生産額、

技術員数

を取

ると、

昭

和大恐慌以降ほぼ停滞的

である(付

表1)。

0.023

0.024

0.025

0.027

0.026

0.026

0.027

0.029

0.029

0.029

0.029

8 4. 23 3,725 0.028 9 4.04 3,910 0.029 10 4.50 4,574 0.032 4.56 4,728 11 0.033 12 4.76 5,570 0.032 13 6,117 0.035 備考 1) 実馬力数は休止予備を含む 大正11年は神奈川, 群馬, 奈良,福井の4県をのぞく。 3) 商工省『工場統計表』による。 2

工業生産における職工1人当実

実馬力数 生産額 技術員数 (馬力) (円) (人)

3, 349

3,380

3,649

3,804

3,614

3,582

3,604

3,730

3, 159

2,792

3,098

馬力数生産額,及び技術員数

1.41

1.61

1.70

1.71

2.10

2, 68

2,85

4.61

4.53

4.49

4.32

付表1

大正11年

12

13

14

2

3

4

5

6

7

昭和元年

燃料製造工場、 (労務動員) 需工場およびその関 び交通動員) 業および交通に 軍需工場動員法は大正七年 (一九三七年) Н 四月一 戦時管理を意図したもの 中戦争勃発とともに、 を主内容とした。 七日に制定され 電力・動力発生工場 と従業者に関する処置 九月一〇日法律第八 関する処置 |連工場 昭和 たもので、 (原料 (産業お であ それ 九

収用を目的として工場事業場管理令(一九三七年九月二五日勅令第二八号) 八号により「軍需工業動員法ノ一部ヲ支那事変ニ適用スル件」が公布され、その適用にあたり軍需工場、事業場の管理、使用′ が制定された。これらは国家総動員法(一九三八

年四月)判定にいたるつなぎであって、総動員法制定とともに廃止された。 国家総動員法(一九三八年四月一日法律第五五号)によって制定された主な勅令はつぎのとおりであった。

国民徴用令(一九三九年七月八日勅令第四五一号)。

○第五条関係(総動員業務への協力) ──第六条関係を含む―国民勤労動員令(一九四五年勅令第九四号)──第六条関係を含む―

学徒勤労令(一九四四年八月二二日勅令第五一八号)国民勤労報国協力令(一九四一年一一月二三日勅令第九九五号)

。第六条関係(雇入、解雇、賃銀等の制限) 女子挺身勤労令(一九四四年八月二三日勅令第五一九号)

従業者雇入制限令(一九三九年三月三一日勅令第一二六号)

学校卒業者使用制限令(一九三八年八月二四日勅令第五九九号)

賃銀統制令(一九三九年三月三一日勅令第一二八号)工場就業時間制限令(一九三九年三月三一日勅令第一二七号)

青少年雇入制限令(一九四〇年二月一日勅令第三六号)賃銀臨時措置令(一九三九年一〇月一八日勅令第七〇五号)

従業者移動防止令(一九四〇年一一月九日勅令第七五〇号)

労務調整令(一九四一年一二月八日勅令第一○六三号)

第一一条関係(会社経理の統制——社員給与の統制 重要事業場労務管理令(一九四二年二月二五日勅令第一〇六号) 第七条関係 (争議行為の制限禁止) を含む

会社経理統制令(一九四〇年一〇月一九日勅令第六八〇号)

労働力政策に関する覚え書(三好

第一九条関係

(価格、工賃等の制限)

匹 (一八匹

価格等統制令(一九四一年九月三日勅令第八四一号改正)

第二一条関係(職業能力検査

第二二条関係(技能者養成)国民職業能力申告令(一九三九年一月七日勅令第五号)

工場事業場技能者養成令(一九三九年三月三一日勅令第一三一号)

一 全般的危機論と労働力政策

て把握されなければならなかったのである。 ならない。この意味で、限定された意味での労働力政策の理解にあたって、それは全般的危機論との関係にお 強が行なわれることにおいて、労働力が生産力問題の主軸となる段階は、 での停滞とその一般的深化がひきおこされる。したがって、危機下生産力の一般的停滞のもとでの軍需生産の増 の問題が起ってくる。③またそこでは、「独占に固有の停滞と腐朽との傾向」のほかに、軍事経済体制化のもと けにとどまらず、それを錯綜した諸対立として発現せしめる。そこでは階級闘争の分裂問題やファシズムの抬頭 ることによって、帝国主義の「最も重要な矛盾」(階級矛盾、帝国主義裂強間矛盾、民族間矛盾)が激化するというだ(2) 般的危機論の基本的部分を構成するものは帝国主義論である。②しかし、同時に体制間矛盾の問題がからんでく 帝国主義論ではなく全般的危機論を出発点においたことはつぎのような理由によるものである。すなわち、 労働力政策を、国家独占資本主義段階のものとして限定的に理解すべきであると主張してきたが、そのばあい この全般的危機の段階においてにほ

ところで、全般的危機論での主要な問題の一つとして市場問題の激化をあげうるであろう。それは体制間矛盾

閥は重化学工業化と生産の集積とをなしとげたのである。 成立したのもこの時期である。 本製鉄株式会社の 中によってその合理化をおこなったが、それはたんに鉄鋼業のみの合理化であるというよりは、 制を通じての生産統制としておこなわれたのである。同じく、 をとおしての生産力水準の上昇を意図したものでしかなかった。 機械導入によるものではなく、 で稼がれた外貨は、 外貨を稼ぐために必要な合理化であった。こうして円市場からドル、ポンド市場へのダンピングによる市場転換 それは当時における繊維産業が日本資本主義の戦略基幹産業であって、 は最もゆきついたところでは国家独占資本主義体制となる。 立の激化や被植民地人民とその宗主国の支配階級との対立激化がひきおこされ、 を第一の矛盾として置くこととかかわっている。 本資本主義にとっての鉄 日本資本主義の合理化では、 間における軍事的、 資本主義はその体制強化のために圧制支配とその維持のための経済軍事化を必然化 形 軍需資材の備蓄のために使用されたのである。 成と展開を軸として日本資本主義の全軍事経済体制をつくりあげていったというべきであろ 政治的、 劣弱な生産力しかもちえない零細企業の淘汰・整理(=下請化促進の過程として進行) しかもこうした軍事経済体制が生産力統制として進行する過程において、 一石炭の結合関係が、 昭和恐慌期から準戦時体制にかけて、 経済的対立激化の問題である。こうした市場問題激化のもとでは、 市場問題激化の内容は経済ブロ ブ D したがってこのような合理化の性格からすれば、 ック経済化における再生産構造においてその軸として この経済軍事化のためには徹底した合理化が必要で 合理化のいま一つの軸であった鉄鋼業は、 したがってこの合理化過程は、 しかし、そこでの合理化は技術的改善や新鋭 激化した世界市場競争のもとで効率よく 繊維産業の合理化が一つの軸となった。 それゆえに資本主義の ック形成の問題であり、 それによって日 原料・資材の統 階級的: 体 その体制 そのブ 合併集 なお財 制 強 化

労働力政策に関する覚え書(三好

軍需生産の拡大はもっぱら量的拡大によるほかはなかった。そこにすでに労働力需要の拡大と絶対的不足の原因

がみられる。

の問題の発生はそれまでの失業問題を後退せしめ、労働問題としては賃銀問題を前面におしだすこととなった。(4) 練工の養成がそのような労働力編成における労働過程においてのみなされるという、 きめ手であり、 熟練工を軸とした労働力編成 拡大のための工場増設はすぐに熟練工不足の問題をひきおこしたのである。この熟練工を中心とする労働力不足 ということを意味するものでもあった。労働力不足が移動率や稼動率の問題としてしか理解されなかったという ・技術体系での「実働率増進」を熟練工に負うことによって以外にはなしえなかったのである。 産力水準を大きく規定していたのである。したがって、 この時期の生産の基幹的担い手は熟練労働者であり、 労働力不足が熟練工不足を中心にしたものであったことによる。それは、一つには当時の生産力水準が 労働力不足問題が労働者の移動率や稼動率としてとらえられ、 同時に機械の実働率上昇のための唯一の方策であったような熟練工の役割と、 (=「補助工」体系)に支えられ、 生産能率の向上も生産の拡大も、すべてが既存機械体系 この熟練工を軸とした労働力編成の質こそが、当時の生 また専門技能労働者の実働率が生産増強の唯 その解決を賃銀額や賃銀政策に頼る いわば企業内養成が支配的 いま一つはその熟 かくて軍需生産 _

われたが、 戦争による召集激化は熟練工不足に一層の拍車をかけたのみでなく、労働力給源の一般的涸渇すらももたらし 機械化を阻止されたもとでの戦時増産体制は、 それは熟練工不足を補償するための唯一の方策であった。 炭鉱においては切羽の増設と不熟練工の大量投入によって担 しかし、 この不熟練工による代替はその能

であったという事情からきたものであった。

題 て 滞がみられるとき、 となる。 調達 (=徴用) とを結果した。こうした生産関係 ためには 題については別に述べるとして、ここでは特に、農民層分解が小農制農業のもとでしかも農業生産力の一 を主内容とする労働問題として発現し、 政策の体系成立を抜きにして国家独占資本主義の特質は明らかにしえないであろう。 もこのような問題としてとらえられるべきであろう。 生産関係における具体的諸形態の問題にほかならない。 うした不 熟練 労働力の一層の劣質化 (=婦人・年少労働者、植民地労働者への置きかえ) とこれら劣質労働力の強制 は農村過剰人口 いたことからしても、 からして熟練工に及ばないのはもとより、 したがって、ここでの生産力停滞とその補塡のための生産力の問題は、 より一 層の採炭切羽の拡大と不熟練労働力の大量投入を必要としたのである。 の解消とともに不熟練工をふくめた労働力の一般的・絶対的不足をもたらし、 戦時応召者の増大過程では農村の労働力供給能力は 生産の減退をまねかざるをえなかった。それゆえに生産減退を補塡し生産を増大させる そのかぎりでは労働力給源問題が提起されざるをえない。 当時の労働過程が熟練工を軸とする労働力編成のもとでおこなわれ (=剰余価値生産) ただしそのばあいには、 資本主義の全般的危機下の国家独占資本主義体制の成立 の問題は生産力(ここではとりわけ労働力) かかる巨大な労働力需要にたいしては相 生産力停滞の補塡のための生産力 剰余価値生産の方式、 ここにおいて、 こうして熟練工不足 戦争末期にはこ 労働力給 労働 すなわち 般的停 为不足 0 問 の

題 的

移動や稼働率の問 力不足は、 生産力の一 .題から労務配置(就業制限や権力的動員による労働力化政策) 問題へと移った。 般的停滞下における資本蓄積が熟練労働力の不熟練労働力による置きかえ なぜなら、 (絶対的賃金の

対的に低下せざるをえないということを述べておかねばならな

熟練工不足から労働力の

般的・絶対的不足へと展開するにおいて、

資本にとっての労働力不足問題

産力政策の内容もまた生産関係(剩余価値生産)の問題であることが明らかにされうるであろう。 がってこの不熟練 (低賃銀) 労働力への需要を充足するための労働力化政策が要請されるが、それは同時に低賃銀 き下げ)としてあらわれることにより、 の制度的保証(賃銀統制)をともなわざるをえないのである。ここに労働力政策が実際は賃銀政策を内容とし、 不熟練労働力にたいする需要の絶対的増大をもたらすからである。

織を補完するものであったことにおいて、 制」ではありえない。しかし、 またそこに民主的労働組合組織があったわけでもない。 内容をもちえたといえよう。もちろん、この強権的「産業民主制」において、労働組合があったわけではなく、 だされたかぎりでは虚構に過ぎないものであったが、実質的には労働組合主義にもとづく「産業民主制」と同じ 関係とそこでの強制労働とを内容とするものであった。またこの強権的「産業民主制」が国家権力によって生み のでもなかったというべきであろう。こうした戦時体制下の強権的「産業民主制」こそは、ファッショ的賃労働 事業場労務管理令(一九四二年二月二五日)は、まさに戦時体制下における「産業民主制」の強権的保証以外の何も (一九四三年一○月三一日) によって規定された企業の「国家性」、労働組合の解散と産業報国会運動、 のような労働力問題の枠内において階級的対抗関係が賃銀制度の矛盾としてでなく賃銀額の問題としてあらわれ るためには、 ともかくそういう労働者組織なしには生産がなしえないということ。また産業報国会組織が労務管理組 国家独占資本主義体制下にあって、労働問題がいかにも労働力問題であるかのごとくあらわれ、またそ 一種の「産業民主制」の虚構の成立を前提とする。 いかに強権的な性格をもち、労働条件については一さいふれない産業報国会組織 産業報国会組織と労働組合組織そのものの差異は明らかだが、そうし したがって厳密には強権的「産業民主制」は「産業民主 すなわち、戦時体制のもとでは、 軍需会社法 そして重要

題は実証的分析によって明らかにせねばならない課題であり、そのかぎりでは仮説に過ぎないにしても、 制 側面のみでとらえるのでなく、それを労働者組織としてとらえ、運動展開とともに「労働者の自主性喪失」過程(*) ぎないという理由があるであろう。このように理解することにおいて、産業報国会をして労働強制組織としての 労働者組織を育成せざるをえなかったところにおいて、 差異は強権的 民主制」そのものが階級的視点からすれば一つの虚構に過ぎないものであり、労働者組織の構成や機能における た組織的差異にもかかわらず、賃労働関係を基底にしてみたばあいの客観的役割、すなわち国家独占資本主義体 における労働組合主義労働者組織の役割において本質的に同一のものであるといわねばなるまい。こうした問 「産業民主制」の規定にとっては二義的なものである。むしろ戦時体側にあって、ともかくかかる 強権的「産業民主制」が「産業民主制」と同じ虚構に過 「産業

えに労働力政策はそれ自身体系的であるとともに、 ところで労働力政策は、このような諸関係ないし諸機構の上においてのみ成立しうるものであり、またそれゆ 他の全政策体系と一体化した体系的政策であらねばならな

としてとらえることを可能にするであろう。

1 金般的危機論の基本的構成部分を帝国主義論と体制問矛盾に置くこと(吉村正晴「帝国主議論と全般的危機論」井汲卓一等 『現代帝国主義講座第一巻』日本評論社、昭和三八年、四八頁)は重要な示唆といえよう。とりわけ全般的危機論としては

のである。その意味ではもはやそれは国家独占資本主義という一つの体制にほかならないのである

- 2 イ・スターリン「レーニン主義の基礎について」『スターリン全集』第六巻、 大月書店、 昭和二七年、八七一九頁、
- (3) レーニン『帝国主義』字高基輔訳、岩波文庫昭和三一年、一六二頁。

帝国主義論を基底におかねばならないであろう。

- $\stackrel{\cdot}{4}$ 和七年頃を頂点とし、 以後減少し、昭和一二年には昭和初年の水準を割りさえした(付表2)。
- 5 「生産増強」のための対策として、 職長制度の普及努力や五人組制度の確立など、 労働力編成のための制度的補充がはから

六九 (一八九)

付表 2	推定失業者	および	失業率		
調査人口	失業 者		1	美 2	その他
动且人口	大米 石	計	給 料 生活者	日 傭 労働者	の労働 者
6,798,777	294, 095	4.33	3, 85	7,11	3. 36
7,012,598	366,799	5. 23	4.42	8.26	4. 27
6,976,072	413, 250	5. 92	4.28	9.86	4.90
7,109,347	489,168	6.88	4.89	11.59	5. 61
7,300,213	413,853	5.67	4.22	10.67	3. 97
7,473,066	374,318	5.01	3.96	10.31	3.07
7,658,396	356,557	4.66	3.86	9.62	2.82
7,843,011	340,855	4.35	3.70	8.98	2.61
7,957,873	299,541	3.76	3.41	7. 75	2.20

1

8,315,211 188,820 2. 27 1.21 14 1.59 5.40 1) 内務省社会局, 厚生省労働部

241,901

備考)

報概要』 労働省『労働行政史』第1巻 昭和36年, 1276 一7 頁より作成。

6

農業生産力の一般的停滞は、

総耕地面積、

米穀生産高、

労働生産性の三っの指標において停滞を示している(阪

なしには機械実働率の増進は不可能であったのである。

本楠彦『日本農業の経済法則』第一章第一節「停滞の実

3.05

2.89

働力編成において可能なものであった。

の熟練工不足のもとでは、

それを補完する何らかの措置

したがって、こ

にたいする対応措置にほかならなかった。

補助工体系に

よる専門技能労働者の能率向上は、熟練工を軸とする労

れたが、これは熟練工を軸とする労働体系の崩壊の進行

6.30 1.70

参照のこと。 なお「産業民主制」については、Sidoney and Beatrice Webb, Industrial Democracy (London, 1897) 高野

協調的関係の枠内での「組合民主主義」の問題である。

立ってのものであることが重要である。すなわち、 るが、それは労資関係にたいするある一定の理解の上に

労資

8 下山房雄『日本賃金学説史』日本評論社、 昭和四一年、二〇頁以降。

岩三郎監訳覆刻版、

法政大学出版局、

昭和四四年、

年

次

5 7,0

6 6,9

7

8 7,30

9 7,4

10

11

12

13

昭和 4

7,938,449

7

「産業民主制」は組合民主主義の組織論的問題ではあ 昭和三三年参照)。

態」東大出版会、

Ξ 国家独占資本主義論と労働力政策

せた。このブロ 第 次世界大戦後の世界大恐慌は世界資本主義の相対的安定期をおわらせるとともにブロ ッ ク対立の激化は国家間、 支配・被支配民族間の対立を激化させ、そのことによって国内階級対 ッ ク的対立を激化さ

ての国家独占資本主義とは段階的に異なる。この差異は、 済的体制を生みだした。 立を一層尖鋭なものとした。このような諸矛盾の激化は、 国家独占資本主義体制はこのようにして成立した。それは第二次大戦後の世界体制 資本主義を補強しブロックの強化のための軍 資本主義の全般的危機の深化の段階に対応するもので 事的 · 経

ある。

低賃銀基盤ないしその構造において、 この賃労働関係の特質において、 下の植民地収奪体系とアメリカによる世界資本主義支配体制下の(旧)植民地国等従属国収奪体系との差異である。 国家独占資本主義の両段階において、 国家独占資本主義はとらえられるべきであろう。すなわち国家独占資本主義 国家独占資本主義の段階は区別されるであろう。 それら諸矛盾の賃労働関係にたいする規定性は帝国主義諸ブロ ク体制

たし、 にあった。 争の激化を生み、 業恐慌によって一層促進された)と工業恐慌の併行による出稼、 たんに日本資本主義の低米価・低賃銀構造を生みだしたというよりは、 \Box 本資本主義の戦時国家独占資本主義体制においては、そこでの賃労働関係の基底は植民地農業の徹底的収 それはまた米穀法による実質的価格統制とともに、 明治末年から第一次世界大戦頃にかけての植民地地主制の急展開は、 このことがそこでの過剰労働力の特殊構造と結合した低賃銀労働を生みだしたのである。 国内寄生地主制の変貌をもたらした。 離農の停滞と都市失業者の帰農を原因とする土地 零細不耕作地主の自作農化(このことは農 安い植民地米移入の条件となっ これらのことは

して課題化されざるをえなか らざるをえなかった。 方第二次世界大戦後においては、 国内・国外市場を崩壊された日本資本主義にとって、 っ た。 この時期それは相対的過剰人口 植民地喪失によって国内農業問題は直接に独占資本復活のための基盤とな (労働力給源)は都市失業者層を中心に形成 労働力問題は直接には低米 価 問 題 ٤

労働力政策に関する覚え書(三好

業合理化による低賃銀労働力の大量利用(「成長産業」といわれるものが、ほとんど労働集約型の産業であることと、それ 環構造の変化とともに、 生産の拡大と米価 れ のである。 力不足と関連しての農業問題の課題化、 らの産業が軸となって進行する産業再編成において)を強化する過程における労働力不足の顕在化によって、 えなかった。それゆえに、 れざるをえなかったのである。しかしながら、この再生産構造は、 ついてはこれを潜在化せしめたのである。そのかぎりで、 農業過剰人口は二次的なものでしかなかった。だから土地制度の改革(土地改革とはならなかった)による農業 農業問題は賃労働関係の基底として不可欠の問題であり、 統制が軸となり、 資本蓄積の構造も変化し、 この時期の農業問題はその課題を変えざるをえなくなった。それは日本資本主義が産 農地改革による小農制の拡大は都市失業者層の存在とともに農村過 したがって農民層分解の権力的強行過程としての農業問題へと転化した それとともに再生産構造における農業の位置も変化せざるを 農業問題はこの時期では食糧賃銀問題として課題化さ 戦後の対米従属化が進行するなかでの資本循 国家独占資本主義下の賃労働については、 この労働 剩 人口

の特質をみることができるであろう。 しかも、 油という再生産構造の基軸とその軸を中心にした構造体系としての生産関係体系としてとらえられねばならない。 值增殖過 この生産関係体系の形成過程がつねに労働力体系として問題化されるところに、 程 0 問 題 (2)賃労働関係基底としての再生産構造基底の問題、 (3)後で述べるが、 国家独占資本主義体制 鉄―石炭ないし鉄 右

農業問題とりわけ農業危機の問題を看過することはできないであろう。

国家独占資本主義賃労働関係論としては、

(1)資本主義の全般的危機下の生産力停滞とそこでの価

それゆえに、

[家独占資本主義の労働問題は、 再生産構造基底 (=賃労働関係基底) の再編成に付随して発生する。 それは労

後退) 働力(低賃銀労働力)不足と労働力創出として表出する。このように労働力問題としてあらわれるのは、 管理はその典型である)と、 ざるをえないのである。すなわち、 市場の強権的拡大としてあらわれるが、同時に、それら不熟練労働力の利用に関する諸制限の排除 (=社会政策の れざるをえない。しかし、それが熟練労働力と不熟練労働力の置きかえであるかぎり、そのような不熟練労働力 こうした不熟練労働力すなわち低賃銀労働力の大量利用がこれまでの賃労働関係基底の再編成なしには不可能な べたように、 ところまでに達したことが原因である。 労働過程への緊縛のための労務管理政策を随伴せざるをえない。 こうして労働力政策は体系的であら それは生産力の一般的停滞下の合理化(=不熟練労働力の大量利用)ということに起因するものであり、 労働者保護政策の矮小化(労働力政策体系への包摂とともに)を内容とするのである。 国家独占資本主義労働力政策は、 したがって国家独占資本主義労働力政策は労働力創出政策としてあらわ 国家政策と企業労務管理の一体化(戦時労務 さきにの

平洋戦争の勃発による労働力の絶対的不足にたいし、労働力創出のみならず、その保護さえが主張されるにいた 二四日)による軍需工場の統制管理の強化と一体化して進行した。 それは準戦時体制の成立を意味するものであ 改正(一九三八年四月一日、法律第六一号)をあげうる。これらは、(2) た協調的関係としての労使関係を擬制しさえしたのである。 よって以後急速に展開されることになった。こうした労働市場の強権的拡張過程は、工場管理令(一九三七年九月 拡大として開始された。その主要な指標として、 日本資本主義における労働力政策の展開は、 戦争目的のためのこの所有の私的性格の一時的制限と企業への「国家性」の賦与は、(4) 一九三七年の日中戦争勃発を直接の契機とする労働市場の強権的 軍需工業動員法の一部実施(一九三七年九月一〇日)、職業紹介法 かかる労使関係としての擬制の上においてのみ、太 総動員法(一九三八年四月一日、 賃労働関係を陰蔽 法律第五五号)に

三(二九三)

労働力政策に関する覚え書(三好

が労働力政策体系の中に矮小化され包摂されることになった。 って能率を最大限に発揮せしめることは労務配置の問題とならんで喫緊の要務」となり、 「労働力をできる限り保全し、 長期戦に即応する体制をとるとともに、 ここに労働者保護政策 その合理的な活用 だによ

労働力政策に包摂された労働者保護政策は、 社会政策立法 (=工場法と団結法) の後退と社会保険法の強化 整

備による体系転換過程として進行した。

年の戦争開始とともに、 法(一九三六年六月三日、 間を通じて体系的完成をみたといえるであろう。一九二九年の工場法改正で、 がって一九二三年の工場法改正によってほぼ体系的完成をみたといえよう。その意味では、工場法はほぼ大正年 制定の工場法は、その施行を一九一六年まで延期されたが、一応の体系的完成は一九二一年頃までかかり、 えよう。一九三五年の工場法改正は、汽罐取締令(一九三五年四月九日、内務省令第二○号)、退職積立金及退職手当 され、これによって社会保険体系が健康保険法(一九二二年四月二二日、 に扶助責任を企業者に完うさせるべく労働者災害扶助責任保険法(一九三一年一一月二七日、勅令第二七六号)が制定 日、法律第五四号)によって労働者扶助は工場法鉱業法適用外の労働者への扶助がなされるようになった。さら 工場法体系の構造は、 戦争体制への移行にともなう労働者保護法の一部緩和(後退) が始った。厚生省社会局通牒 社会保険諸法、 労働市場に関する諸法(たとえば職業紹介法) 法律第四二号) 商店法(一九三八年三月二六日、法律第二八号)制定など前進的側面がないわけではなかっ 諸産業法(たとえば鉱業法)、厚生法(たとえば商店法)に補完された工場法と、 の制定によって一層整備・拡大されたのである。しかしながら、一九三七 の関係法規からなるといえよう。 法律第七○号)とともに一応成立したとい 労働者災害扶助法

(一九三一年四月 労働者扶助 した

「軍需品工場

(一九三七年一〇月八日)、 扱ニ関スル件」(一九三七年一○月八日)などによって、 局長官より各地方長官宛の通牒「軍需品工場ニ於ケル保護職工ノ就業時間ノ延長並休日廃止ノ許可ニ関 年少者及女子労働者ノ就業時間並休日 の特例ニ関スル件」(一九三九年八月二九日、厚生省令第二八号)による女子鉱内労働の制限緩和、 さらに戦争の激化とともに緩和・後退は進み、 あるばあいの工場法第八条第二項(保護職工の就業時間および休日の制限)の緩和をはかったものであり、 同じく社会局長官名の各鉱山監督局長宛通牒「事変ノ際ニ於ケル鉱夫労役扶助規則ノ取 ノ取扱ニ関スル件」(一九三七年七月一四日)は軍需工場について軍部の証明 「女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫労役扶助規則第 軍需工場における制限規定の緩和・後退が始ったのである。 一一条の二第 「技能者養成 また社会 ス 項

の一部施行停止にいたり、 護規定の後退がおこなわれ、 ノ鉱夫労役扶助規則第一一条ノ二ノ特例ニ関スル件」(一九四○年四月一五日、厚生省令第一二号)による保護職工保 「特例ニ関スル件」が公布・施行(一九四三年六月一六日、厚生省第二一号)された。 いまや制限緩和、後退は全面的なものになったのである。なお鉱夫就業扶助規則につ 一九四三年には、 工場法戦時特例 (同年六月一五日、 勅令第五○○号)によって工場法

大・整備されていった。 険法 (一九三九年四月六日**、** 拡大・体系化された。社会保険法については、 工場法体系中工場法、 戦争体制強化とともに、 法律第七二号)など戦争開始、 労働者扶助法関係の後退の他方では、 国民健康保険法(一九三八年四月一日、法律第六〇号)、 一九四一年には労働者年金保険法(同年三月一日、法律第六〇号) 労働者保護のための諸制限の緩和、 社会保険法、 労働市場法関係は急速に 後退と同時に逆に拡 職員健康保

総動員体制が急速に展開し、 が実施されるなどの一層の拡張をみた。労働市場に関するものについては、一九三八年頃から労務統制が始 ほぼ一九四○年までには体系は完成され、 以後はその強化・整理過程にほか ならな

労働力政策に関する覚え書(三好)

場法体系のみならず、もら一つの社会政策立法である団結法との関連においてもみておく必要がある。 して労働力政策が形成されて行ったというべきである(付表3参照)。 かった。このように、 戦争体制強化とともに、工場法体系はその構造を大きく変え、またこの構造的変化を軸 もちろん、 労働力政策成立過程は、

未然防止統計』によれば一九四三年三一四件、 労務統制の補強手段となったが、そのことは戦争未期において労働争議の未然防止(厚生省労働局労政課 『労働争議 し、しかも労務統制のもとで一層争議への権力的介入が強まったといえよう。ここにおいて、 停件数比率はむしろ増加しており(付表4)、その意味では労働争議調停法の労働運動抑圧的性格は露わになった 少しはじめたが、これは労務統制の整備・強化に伴うものといえよう。こうした労働争議の減少の他方では、 強化とともに、その位置を労務統制の補完的位置に移されていったのである。 管理令などの諸法令によって、労働そのものが統制されてゆき、 りもさきに、 労働組合法については、幾度も問題になりつつも遂に成立をみなかったが、労働争議調定法(一九二六年四月八 法律第五七号)は治安警察法第一七条および第三○条削除にかわるものとして制定され、 権利制限が治安維持の目的でもって行なわれた。重要事業場管理令、軍需会社法、 一九四四年は一一月までで二九五件に達した)を主たる内容とするにいたっ 労働争議調停法はそのような労務統制の形成 一九三八年から労働争議件数は減 労働者の権 労働争議調停法は 重要事業場労務 調

用という資本蓄積形態を維持しえたわけであるが、こうした不熟練労働力大量利用過程が強権的過程として進行 せざるをえないかぎり、 労働力統制はさらに進んで労務統制と一体化することによって、労働力政策が目的とする不熟練労働力大量利 必然的に賃銀統制をともなわざるをえない。なぜなら、 かかる蓄積は労働力不足を顕在

たことで、

もっとも明白に表現されているといえよう。

付表 4 労働争議件数および調停件数調

						労働争議総件数中		- 26 L. +ロゴ		
年	労働争	F議総数	調停制	& 件数		業工場閉			鎖を伴っ	
					鎖を伴っ	ったもの	対する調	停件数	た争議に 対する調	
次	件数	参加人員	件数	争議件数 に対する 割 合	件数	参加人員	件数	争議件数 に対する 割 合	停総件数	
大正11	. 584	85,909	77	13. 2	250	41,503	60	24.0	77. 9	
15	1,260	127, 267	261	20.7	495	67,234	203	41.0	77.2	
昭和 2	1,202	103,350	351	29.2	383	46,672	224	58.5	63.8	
3	1,021	101,893	251	24.6	397	46,252	159	40.0	63. 3	
4	1,420	172,144	386	27.2	576	77,444	232	40.2	60.1	
5	2,290	191,838	659	28.8	907	81,362	385	42.5	58.4	
6	2,456	154,528	685	27.9	998	64,536	423	42.4	61.6	
7	2,217	123,313	627	28.3	893	54,783	359	40.2	57.3	
8	1,897	116,733	602	31. 7	610	49,423	321	52.6	53. 5	
9	1,915	120,307	601	31.4	626	49,536	279	44.6	46.5	
10	1,872	103,962	746	39. 9	590	37,734	318	53. 9	42.6	
11	1,975	92,724	817	41.4	547	30,900	294	53. 7	36.0	
12	2,126	213,622	813	38. 2	628	123,730	294	46.8	36. 2	
13	1,050	55,565	494	47.0	262	18,341	153	58.4	31.0	
14	1,120	128, 294	609	54.4	358	72,835	233	65. 1	38.3	
15	732	55,003	426	58. 2	271	32,949	168	62. 0	39. 4	
16	334	17,285	222	66. 5	159	10,867	120	80.0	54.1	
17	268	14,373	196	73. 1	173	9,625	129	74.6	65.8	
18	417	14,791	_	-	279	9,418	-		_	
19	296	10,026	_		216	6,627	_	_	_	
20	13	382	_	_	11	359	-	-	_	

- 備考 1. 労働争議総数および同盟罷急業工場閉鎖を伴った争議数は内務省社会局, 厚生 省労働局『労働運動年報』および労働省労政局『労働統計』による。
 - 2. 調停総件数は昭和11年まで内務省社会局『労働争議調停年報』, 昭和12年厚生 省労働局『労働運働年報』,昭和13年以降は同『労働時報』による。
 - 3. 同盟罷怠業工場閉鎖を伴った争議に対する調停件数は大正15年までは内務省社 会局『労働運動年報』昭和2年以降は『労働争議調停年報』 ただし昭和12年は 『労働運動年報』
 - 4. 調停件数は昭和5~12年は調停委員会による調停を含む。なお昭和16, 17年は 速報で集計したもの。
 - 5. 昭和20年は敗戦まで。
 - 6. 労働省『労働行政史』第1巻より作成。

国家独占資本主義体制はまさにこのような体制として理解されなければならないのである。 助金などによってである。こうして、戦時体制は巨大な財政資金に支えられた全一的体制とならざるをえない。 の中で、財閥資本を中心とする巨大独占資本の利潤は別個に補償された。すなわち軍需発註の前払制や各種の補 そのことによって労働力の一層の劣質化をもたらし、 政策であったといえるであろう。このような政策は、 賃銀の上昇をまねくからである。したがって戦時体制における労働力政策は、低賃銀・不熟練労働力確保 ひいては戦時生産崩壊すらももたらした。かかる生産崩壊 戦争の激化とともに労働力の絶対的不足となってあらわれ

- 浅野喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』お茶の水書房、昭和四三年、
- 2 とする労務配置(=労働力統制)を目的とするものに転換した。 恐慌期における失業者の雇用増進を目的としたのにたいし、この改正によって、戦争による「短期軍需労務要員」充足を目 一九三八年の職業紹介法改正は、それまでの職業紹介法(一九二一年施行)が職業仲介業者の中間搾取の防止と、とりわ

六一年、七二四頁)。 このようにして職業紹介事業にたいする国家支配の強化によって、 めることなど、紹介機能を拡充し、他方で、民間紹介事業の許可制の強化がはかられた(労働省編『労働行政史』第一卷一九 か職業指導および職業補導などがあげられた。さらに、職業紹介所を全国主要地に配し、 完了することになった。なお続く一九二六年の改正で、全額国庫負担による職業紹介所の国営化が完了した。 改正職業紹介法によれば、原則として職業紹介事業が国家の管掌するものと規定され、事業内容として、職業紹介事業のほ それは労働力統制への機構的準備 事務の一部を市区町村長に分担せし

用」はいまだ規定されず、ただ「管理」だけが規定されたものであった。総動員法制定で、軍需工業動員法は総動員法に吸収 動員法第二条により工場事業場管理令(一九三七年九月二五日、勅令第五二八号)が制定され、そこでは工場の「使用」、「収 部実施(一九三七年九月一〇日)とともに改訂・拡充されたが、このように労働力統制は軍需工業への統制と関連しつつ進行 海軍三省協議による「軍需要員充足に関する取扱要領」が決定され通牒された(一九三七年)、「要領」は軍需工業動員法の一 戦争によって生ずる「短期軍需労務要員」充足については、職業紹介機関が積極的にこれにあたるとともに、 さらに労働力統制が労務動員へと拡張するや、軍需工場への統制が一段と強化されることとなった。すなわち、

成立するためには、 制度的完備をみたことにより、 その意味ではまさに強制労働のための労働市場にほかならなかったのである。 われるにいたった。この産業統制の強化は、他方で労働力の強権的創出・移動を結果し、労働力統制と一体化して進行した。 らに企業許可令 体化によって、ファッショ的賃労働関係が機構的に強制されることの上に、この強権的労働市場は展開しえたものである。 廃止されたが、 務動員機構としては、 (一九四一年)、 工場事業場管理令は同名勅令として残された。一九三九年になると、工場事業場使用収用令が制定され、 統制が労働過程までおよぶことを必要とし、産業報国会運動に補完された戦時労務管理の労働力政策への 軍需省の新設(一九四三年)と、勤労局内への動員部、 労働市場の強権的確立・拡充を具体化する条件をえたのである。それが強権的労働市場として 企業整備令(一九四二年)、軍需会社法(一九四三年)へと展開体系化され、産業統制が行な 指導部、 審議室設置(一九四四年)により ž

 $\widehat{4}$ 軍需省設置と一体をなすもので、このような軍需会社においてファツシヨ的賃労働関係は具体化す。 新をはかることにあったといわれる(通商産業省編『商工政策史』第一一巻産業統制、昭和三九年、 軍需会社法の骨子は、 (1)企業経営の国家性を明確にすること。(2)生産責任体制の確立。(3)軍需会社にたいする行政運営の刷 五九八頁)。 軍需会社は

制の全過程として成立するものである。この軍需会社法はそのような全統制過程の総括的位置をしめたといいえよう。すなわ び生産従業者の懲戒規定など、統制は全面的であった。しかし、これらの統制は国家直轄制ではなく、私的資本の存在を是認 的過程と利潤保証過程とが同時的に進行するところに、国家独占資本主義の特徴があるといえよう。 したうえでの統制であり、それゆえに補助金交付、損失補償、 ファッシヨ的賃労働関係は、それが強権的強制労働過程を形成するというだけでなく、その上に成立した企業にたいする統 一四条の業務執行、 軍需会社法第一二条による定款変更、事業委託、受託、譲渡、譲受、廃止・休止、合併・解散などへの政府介入許容規定。 株主総会、社債権者集会など運営にたいする命令規定、さらに第二〇条、二一条による生産責任者およ 利益保証 (第一三条) を伴なりものであった。このように統制

5 三頁)とされ、これが労働力維持的視点にたつことが明言されている。 切ナル施策ヲ講ジマスコトハ、老後及ビ不慮ノ災害ノ場合ノ不安ヲ一掃シ、労働者ヲシテ後顧ノ憂ヒナク、専心職域ニ奉公セ 労働者ニ取リマシテハ、その生活上ノ不断ノ脅威デアリマス。随ヒマシテ是等ノ事故ニ際シテノ労働者ノ生活ヲ確保スルニ適 第七六帝国議会における金光庸夫厚生大臣による労働者年金保険法の提案理由によれば、「老齢、廃疾、死亡等ノ事故 延イテハ生産力ノ拡充ニ寄与スル所大ナルモノガアルト存ズルノデアリマス。」(労働省編『労働行政史』第一巻六八 極メテ肝要ナ事ト存ズルノデアリマス。随テ本制度実施ノ晄ハ、従来ノ健康保険制度ト相俟ツテ労働力ノ保

労働力政策に関する覚え書(三好)

四 再生産構造論と労働力政策

資本主義の危機体制としての国家独占資本主義は、 つぎの三つの展開局面でとらえられうる。

第一の局面は、 農業危機を契機とする農業部門の再生産構造基底としての再編成、 すなわち低賃銀基盤の再編

成の局面である。

剰労働時間の年間をとおしての析出という形態であらわさしめた。この農村における自家労賃引き下げと農村余 した工業恐慌は、 との逆調は、この小農制生産における集約労働をして一挙に過剰なものとして顕在化せしめた。また同時に進行 による自家労賃引き下げ以外に、恐慌対策の手段をもたらしめなかった。 後退過程は、 それまでの米穀投機を鎮静させるとともに、国内での寄生地主制そのものの後退をもたらした。この寄生地主制 による米価問題を顕在化せしめた。そして米騒動を契機としての植民地米移入と米穀法による実質的価格統制 ぼ一致する。このことは米穀賃銀としての問題、 産性の三つの指標においてともに停滞的である。この時期は、財閥が金融資本としての性格を確立する時期とほ(1) 九二〇年頃(大正中期)以降、 それはそれとして、一九三〇年にはじまる農業恐慌は、 一一二町層の増加と五反以下層と二町以上層農家の減少が生じ、いわゆる「中農標準化傾向」が生みださ 地価維持政策のもとでの大地主の土地売逃げと、 これら顕在化した農村過剰人口をして脱農化の方向をとらせるよりも、 日本農業は停滞的様相をしめすにいたった。総耕地面積、 すなわち近代的プロレタリアの形成(労働者の都市滞留と再生産) これら自作農にたいして「裸の労働の過度集約化」(2 零細不耕作地主の自作農化として進行した。その しかも、 農産物の市場価格と生産価格 それら農村労働力の余 米穀生産高、 労働生

剰労働 りで、 働形態において、 ものでなく、 の存在形態と関連した低賃銀労働は、それが日本資本主義再生産構造の全体にかかわる基底的位置をしめる 労働力価値の低下となるのである。このことは、 は時間の恒常的活用とにおいて、 また相当に重要な産業における労働力において存在することが前提されるであろう。 したがって賃労働関係の具体的諸形態において労働力価値を低落せしめた。この農村過剰 低賃銀労働が現実化したが、 農村過剰人口において成立した低賃銀労働が、 それは農村過剰人口の存在形態と関連した労 例外的な

過程においては、 かし農業の低賃銀労働基底としての位置は戦時体制下でも貫徹し、 もちろん、こうした農業危機を槓杆とする低賃銀基盤の再編成・維持も、 農村過剰人口の涸渇とともに、 総動員体制による低賃銀労働力の強権的創出を必要とした。 戦時食糧統制が価格統制のみでなく生産 戦争の激化と軍需生産の絶対的拡大

構造)の統制による強権的展開の問題でもあった。 閥との癒着の新しい段階の成立であり、 第二の局面は、 軍事経済体制としての国家独占資本主義の体制的展開の局面である。それは国家と財 同時に鉄と石炭との結合を軸とする生産力体系 (=日本資本主義の再生産

統制にまで進んだことのなかにしめされている。

による支配の一層の体制強化にほかならなかった。銑鉄供給による支配構造のもとでは安価なアメリカ屑鉄輸入 層構造における銑鉄カルテル の統合によって克服しようとした。これは官営製鉄、 日本鉄鋼業は、 昭和大恐慌を機とする鉄鋼危機を日本製鉄株式会社(一九三四年二月一日発足、以下日鉄と略称する) (民間製銑会社と銑鉄取扱問屋の共同出資による銑鉄共販会社) 財閥系民間製鉄企業、 民間単独製鋼・単独圧延企業の三 を武器とした財閥系企業

が増加し、

鋼材増産はこの屑鉄輸入に支えられていた。こうした銑鋼不均衡の生産構造は、

労働力政策に関する覚え書(三好)

八一(三〇二)

戦争への突入により

盾をさらけだすことになったからである。 破綻せざるをえなかった。なぜなら、屑鉄輸入の中止は鋼材生産の減少をもたらし、ひいては鉄鋼生産構造の矛

四二年一億二六○万円、一九四三年一億四五二○万円、一九四四年五億四五二○万円、一九四五年四億二○四○ なり、しかもそれを機構的に保証されることにもなった。鉄鋼関係への補償金は一九四一年一六五○万円、 このようなものとして再生産構造の軸たる位置にすわることになったのである。この結合関係は、その過程に国 家資金の流入をはかりつつ進行し、そのことがまた他方では財閥資本にたいする戦時特別利潤を保証することに につれて、鉄鋼業はそれら原料と資源の確保が課題となってきた。鉄と石炭との結合関係は、日本資本主義では そのかぎりでは国内原料産業との結合関係は稀薄であった。準戦時体制から戦時体制へと戦争体制が強化される 日本製鉄業は、鉄鋼石、石炭(強粘結炭および弱粘結炭、発生炉用炭)、屑鉄などの原料を海外に強く依存していた。(4)

万円であった。また石炭関係では、一九四○年三六○○万円、一九四一年一億一七○○万円、一九四二年二億二 六○○万円、一九四三年三億六一○○万円、一九四四年には実に一○億円に達した。(6)

これらの結合関係は植民地・占領地での小規模製鉄所建設となってあらわれた。このような植民地進出は、そこ などはその例であり、 った。密山炭鉱株式会社、茂山鉄鉱開発株式会社、華中鉱業株式会社(鉱業一般)、開灤炭販売株式会社(石炭販売 化過程として進められたが、この過程における鉄と石炭の結合関係は植民地市場を中心に展開されざるをえなか のためには限界があった。軍需生産の拡大の一環としての鉄鋼生産の拡大は、日鉄を中心とする一貫生産体制強 さらに鉄と石炭の結合関係は、国内では資本支配関係の上でも、資源の上でもすでに結合関係のあらたな拡大 これら企業にたいし、日鉄の出資額は二○●五○%に達していた。戦争末期においては、

地・占領地製鉄所建設計画は坐折したのである。(※) 所なかんずく小型高炉操業において労働編成の劣質化が桎梏とならざるをえなかった。こうし) 小型高炉の での低賃銀労働力を前提とするものであったが、国内労働力不足は熟練工の移出を困難にし、これら小規模製鉄

とする。すなわち、 こうして労働力政策は低賃銀労働力の創出とともに、 産の崩壊をもたらすこととなった。その意味で労働力政策はかかる生産力体系に規定されざるをえないのである。 な条件をなし、 生産力の一般的停滞のもとで生産を拡大する生産力体系であったことにおいて、 開 植民地小規模製鉄所をふくめての鉄と石炭の結合関係、 (=生産力体系) は植民地労働力をふくめた低賃銀労働の上に展開したものであった。またかかる生産力体系が 低賃銀労働力が労働力の劣質化、したがって労働力編成の劣質化につながるときには、 労働力政策と労務管理の一体化の必然性の存在である。それが第三の局面の問題である。 その労働力についての労働の質の保証のための管理を必要 さらにそれを軸とする石炭化学、機械など諸産業の展 労働力編成の質が生産上の重要 それは生

での低賃銀労働は、 労働力の大量創出にあたって生起することによって要請される。 労働力政策と労務管理の一体化は、低賃銀労働における労働の質の保証 の成立を前提にしてのみ剰余価値生産は一般的可能性をもつことになるからである。 このような前提の上 相対的賃銀ないし絶対的賃銀の引き下げの問題としてあらわれ、 なぜなら「抽象的に人間的な労働」(=価値形成 (=価値形成労働の形成) 労働力政策もこうして蓄積 の問題が不熟練

定される蓄積にお 国家独占資本主義の再生産は、 いては、 最後的には相対的賃銀の引き下げは絶対的賃銀の引き下げに到達せざるをえない。 価値廃棄(武器生産と過剰償却)を特徴とする。このような再生産に規 の形態にかかわってくるのである。

とでもたらされることはもちろんのことである。この絶対的賃銀の引き下げは、ファッショ的賃労働関係におけ る強制労働において成立し、またそのような強制労働を維持するものとして、労働力政策は形成されるのである。 のような相対的賃銀引き下げの絶対的賃銀引き下げへの移行は、恐慌、戦争その他政治的、軍事的緊張状態のも

- (1) 阪本楠彦『日本農業の経済法則』東大出版会、昭和三一年、二―一一頁。
- (2) 近藤康男『転換期の農業問題』日本評論社、昭和一五年、一一頁。
- 3 五号参照。 拙稿「国家独占資本主義のもとでの賃労働の一断面――農村工業を対称として――」鹿児島県立短期大学『商経論叢』第
- 銃鋼一貫体制の強化を背景として進行しえたものである。 四九から三七対六三へと変化させた。こうした配合比の変化は、戦時下の銑鉄不足解消のために展開された日鉄を中心とする である。また屑鉄についても、アメリカ市場への依存が高かったが、それは屑鉄操業法によって精練をおこなう平炉を主体と る。それは強粘結炭の国内産出がほとんどなかったことのために、中国大陸、朝鮮半島などの植民地への依存が強かったから した単独製鋼業との関係によって生じたものであった。戦争による屑鉄輸入の中止は、屑鉄と銑鉄との配合比を平時の五一対 鉄鋼業における原料の海外依存度はきわめて高かった(付表5)。石炭については、とくに原料炭の場合は高かったようであ

付表 5 主要原料の海外依存度

本部	戦	準戦時	$^{\sharp}$		
	平	影	邳		
314 至203 对V655四 下的环次次共早1年204年的基础中,1940年 1940年 1	昭和16~19年 61.6 51.0 25.5 18.0	昭和10~15年	昭和 5~ 9年		
イ茶邸子	61.6	84.5	87.5	117417	444
T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	51.0	:	:	原料炭烷	Н
公米市	25.5	:	:	金銀	採
沙拉拉	18.0	39.0	34.0	火火用	
14.0		39.0	38. 0 83. 0		
TANCET	2.0 13.0	56.0	83.0	数 石	
E073	100	:	:	石サイトイトリ	イグゲ
7	46.0 84.5	47.0	:	<u>ب</u>	ドロマ
	84.5	:	:	具白	

伽考 別待週大 | 日本鉄獺業の発展』 界洋経済新報社, 昭和139年 607 貝より。

6

 $\widehat{7}$

八五

(三)五)

付表 6	戦時中鉄錦	國関係補償金	一覧	(単位	百万円)
	昭和16	17	18	19	20
銑 鉄 補 償 金	16.5	102. 6	122.8	347.7	330. 0
鋼 材 補 償 金 (普通鋼材・圧延鋼材)			19. 1	58. 4	107.6
鉄 鉱 石 補 償 金			_	102.0	56.1
銑 鉄 特 別 価 格 報 奨 金 (増 産 奨 励 金)			0.6	1.6	
原単位引下報奨金			_	4.4	
限定品種報獎金			_	1.3	
鉄•砂鉄工業特別価格報 償金			1. 9		
鉄・砂鉄工業賃金調整補 給金			0. 6	2.7	2.5
小型溶鉱炉銑鉄価格調整 金			_	17.8	1.7
	16.5	102.6	145. 2	536.0	420. 4

備考 物価庁『物価統制資料集』(昭和25年12月作成)第1分冊 165頁より

付表7 石炭産業への国庫支出額(決算)

(単位 百万円)

			昭和15年度	16	17	18	19
総		额	36. 2	116.7	228. 9	361.1	1004.3
俸		給	0.0	0.0			
事	務	費	0.0	0.1			
助	成	金	20.6	21.9			
(石)	炭増産奨励)金)	20.5		14.6		
(石)	炭新坑開発	医助成金)	0.1		4.0		
石 炭 買 取 価格補償金			15.6	84.7	207.3	20.5	
石炭增産対策諸費						640.6	
(石	炭増産対策	(諸費)				340.6	
(石)	炭増産督原)費)				0.7	

備考 北海道炭鉱汽船株式会社『石炭国家統制史』昭33年,567頁より作成。

付表8 日鉄投融咨图係一階

(昭和21年9月1日現在)

					13 12	о н.	此人,人们还	HIMIN 1	72	CHD	41171 A	カエロさ	元红ノ
						資ス	金	日	鉄よ	りの			係
					総株数	公称		1寸4个数	額 面		帳 簿格	融資額	投融資 総 額
					(千株)	(胃)	(配)	(千株)	(위)	(胃)	(腎)	(胃)	(百万円)
	日	銑	鉱	業	3,000.0	150.0	150.0	3,000.0	150.0	150.0	57.0	148.2	205. 2
	密	Щ	炭	鉱	4,000.0	200.0	200.0	1,000.0	50.0	50.0	50.0		50.0
-	華	中	鉱	業	400.0	20.0	20.0	64. 9	1.5	1.5	1.5		1.5
	開	濼员	と 販	売	40.0	2.0	2.0	20.0	1.0	1.0	1.0	_	1.0
The same of the sa	茂	Щ	鉄	鉱	1,000.0	50.0	50.0	250.0	12.5	12.5	12.5		12.5

備考 1) 日鉄本社外事課調

^{2) 『}日本製鉄株式会社史』昭和34年,804-5頁より作成。

8 問題が桎梏となり、 二年頃から具体化をはかられた小型溶鉱炉の外地製鉄所計画では、こうした労働力の 労働者で独占されていたことによって、 おける内地人労働者の役割は低かった(付表9)。このことは、当時の基幹工が内地人 働者の割合はきわめて低かった。 植民地製鉄所は現地労働者の利用を目的としたものであったが、そこでの内地人労 計画を坐折させることにもなった。 しかも出勤率の悪さ、 生産阻害の要因をなしていた。さらに一九四 移動率の高さにより、

Ŧ 労働運動 『論と労働力政 策

労働運動 術的諸問題がとりあげられるにすぎなか すぎず、それら諸矛盾の激化が必然的に階級闘争の激化をもたらすものとして、 向に決定的にかかわることが看過され、 てはいなかったし、 策は資本主義論ないし国家独占資本主義論の内容として、またその一環としてとらえられねばならない はこの激化する階級闘争を含んだ理論においてとらえられねばならないであろう。 国家独占資本主義は階級対立の激化を内容としてもつが、そこでの労働力政策 ところで、これまでの日本資本主義論では、 労働力政策を国家独占資本主義労働力政策としてとらえてきた。そのばあ (も日本資本主義の諸機構に規定されるという側面でとらえられる傾向が 労働運動論の側からしても、 したがって日本資本主義の展開が客観的条件に一方的に規定され、 ったのである。こうした理解においては、 労働運動そのものが果す歴史的役割について必ずしも明確にされ そこでは日本資本主義の諸矛盾は労働運動の規定因とされるに あとは運動論としての戦略 あったo 労働運動が日本資本主義 その意味におい

て、

労働力政

のである。

かしながら、

歴史をふりかえってみるとき、

日本資本主義の転換点においては、

労働運動も必ず大きく変化

また

の

戦

付:	表 9	清洁	津製鉄 原	折の工具	構成と	状況
X		分	組成 (%)	出勤率 (%)	移動率 (%)	収入月 額(円)
内	地	人	20	74	41	154
朝	鮮	人	80	81	25	80
平 (ま)		均 合計)	100	78	31	100
做老	1)	加刀毛巾	10年1	日理左		

- 2) 清津製鉄所『現状報告書』 (昭和
 - 18年1月26日) 『日本製鉄株式会社』昭和34年, 686頁より。

強制労働体系を再生産するものであるかぎり、 展開するにおいては、 を契機としつつ運動の体制内化の危険性も増大した。労働力政策が国家独占資本主義における労働力政策として してきた。その時点では、 この労働運動の体制内化ないしは抑圧なしには不可能であった。それはこの労働力政策が 労働運動は巨大な発展をみせつつも他方では分裂の危機を激化させ、 労働者階級の抵抗にたいする手当なしには実施しえないというこ また運動の分裂

とであった

において労働者の「自主的」組織としての性格を喪失したものとすれば、(1) 月二五日、勅令第一〇六号)を法的支柱として展開されてきた労務統制は、 など労働諸条件について少しもふれない組織であったことは、それが労働組合であったとすることを困難にする の積極的協力の組織・機構を必要とした。産業報国会はそのような役割を果すものであった。 戦時体制下における労務調整令(一九四一年一二月八日、 この産業報国会運動が満州事変における「愛国的」労働運動の流れをくみ、やがて天皇制官僚に支配される 勅令第一○六三号) と重要事業場労務管理令(一九四二年二 それが十分に機能するためには 労働者 それは国家独占資本主義体制に包摂し 産業報国会が賃銀

件の成立の問題としての労働問題を明らかにすることが必要になってくる。 小化され包摂されることによって労働力政策の体系内での労働問題化(=労働運動の体制内化)と、 そこで、労働力政策の展開が、 労働運動の体制内化を前提とするとき、労働力政策の中に労働者保護政策が矮 階級闘争の諸条

つくされた労働者組織の日本的・特殊的典型とみることができよう。

崩壊が進む過程では、 戦争体制化の合理化は、不熟練労働力の大量利用による生産の量的拡大を特徴とした。しかし戦争末期の生産 生産そのものよりも軍需発註における前払制などの利潤保障による蓄積が重点をなしてき

労働力政策に関する覚え書(三好)

八七(二〇七)

を制度的に確立していったのである。(6) 化はこのようなものとして生じてきたのである。工員月給制度は、 態は労務管理手段としての意味を喪失し、 をもたらした。この生活給化は、 利潤補償とによって、 るものとして、絶対的賃銀の低下を意図したものであったにもかかわらず、戦時生産崩壊とそこでの国家による 産奨励加給制度を無価値のものになした。賃銀統制が戦争体制下合理化としての不熟練労働力大量利用を補完す によってもたらされた生産崩壊のもとで熟練工と不熟練工間の賃銀分配をめぐる矛盾をひきおこすとともに、 壊せざるをえなかった。 再編成としての生産集積) た。そうした過程では、 しかも戦時・軍事インフレーションの進行は、 賃銀は直接生産過程の問題であることから離れてしまった。すなわち賃銀率や賃銀支払形 熟練労働力の慢性的不足と労働力の一般的劣質化による労働力編成の解体傾向は、熟練労働力の慢性的不足と労働力の一般的劣質化による労働力編成の解体傾向は、 の条件となった。 軍需受註を確保する条件に転質した労働力の集積はそのまま生産の集積(=既存生産力の 思想的には産業報国会運動の「事業一家」的生活思想にもとづいて「年功賃銀」 蓄積機構のこのような変化において、 したがって賃銀水準の問題を残すだけのものとなった。賃銀の生活給 家族手当など諸手当の設置、 かかる生活給化の上において成立したもので 賃銀統制は戦争末期には自己崩(2) 増額によって一層の生活給化 それ 増

闘争がたんに賃銀額の増加の問題として労働支出量と無関係にとらえられるような条件はなく、 ほどに労働支出が限度に達しているとき、そこでの賃銀闘争は激烈とならざるをえないであろう。 労働者階級の抵抗は激化する。それは生活給化によって生産過程と直接に関連することが弱くなったことにおい 戦争体制下の合理化における絶対的賃銀の低下が、 しかもこの生活給化が絶対的賃銀の低下として成立したもので、 生活給化として押し進められざるをえない段階にお 労働の増大による賃銀額増加がなしえない したがってそこ そこでは賃銀 いては、

での賃銀闘 争は蓄積の全機構に対決するものとならざるをえなかった。 戦争体制下の圧制的機構の中にあっても、

軍事インフレ 1 ション昂進による労働者階級の生活困難の進行は、 労働者階級の抵抗を激化させた。

業内の熟練・不熟練労働者間の対立が生じてくる。もちろん、こうした対立は資本の管理政策によって助長され 期の段階では、 は、 の対立をこえて、 し、こうした合理化は、 て生じるものではあるが、それが労働者内の対立を深め、組織の分裂さえひきおこすことになりかねない。 の合理化の過程 として労働運動の体制包摂がおこる。 その体制内にくりこまれることを要求するということを示唆するものである。 産業報国会のそのような役割において可能であったわけである。このことは国家独占資本主義体制が労働 賃銀など労働諸条件を取りあげない産業報国会を労働組合とみるかどうかは別としても、 労働力編成の高度化や機械導入による生産性向上(=相対的賃銀の低下)を追求することの可能な合理化の初 この合理化にたいする対応の違いから労働者の組織分裂の問題が顕在化し、 一内での賃銀の絶対額の増加を可能にし、この絶対額 一般的な賃銀要求の問題になることは、すでにのべたとおりである。 絶対的賃銀引き下げとしての合理化へと段階を移行するにおいて、 それは賃銀の問題としてみれば、相対的賃銀引き下げによる合理化は、 (=手取賃銀額)をめぐって企業間労働者、 国家独占資本主義体制下の合理化 またこの分裂を槓杆 そのような労働者間 戦争体制下合理 しか 花は そ 企

とにおいては、 銀闘争としてではなく合理化反対闘争としての賃銀闘争としてあらわれるし、 束縛を離れて巨大な闘争へと飛躍する条件を成熟させてゆくし、 こうして労働力政策は、 形態はともかくとして反戦闘争と結合せざるをえなくなる。こうして賃銀闘争は自からを政治的 労働運動の体制内化の上に展開しうるものであるが、それはやがて労働運動を体制 そうした運動の飛躍においては、 合理化が戦争体制下合理化たるこ 賃銀闘 争は 的

労働力政策に関する覚え書(三好)

闘争の中に貫徹しつつ、労働運動を体制的束縛から自由にする条件を、その体制内化の他方において成熟させる ることも、またたんに運動論だけの問題としてとらえられてもならず、その両者の接点においてとらえられるべ のである。その意味においては、 労働運動の体制内化はたんに資本主義の機構に規定されるものとして理解され

きであろう。

(1) 下山房雄氏は、産業報国会運動を性格づけるにあたって、その発展過程からこれを規定し、この過程を「労働者の自主性喪 れる(下山房雄『日本賃金学説史』日本評論社、昭和四一年、二〇一二一頁)。 実質的崩壊、一九三七年の「合法左翼」の消滅など、労働者の「主体性の埋没・萎縮傾向」と対応しつつ展開されてきたとさ 失の象徴」過程としてとらえられる。すなわち、産業報国会形成過程は、一九三五年の『赤旗』停刊に示される日本共産党の

統制下における労働者組織・運動のかかわりかた)などの点から、国家独占資本主義体制における体制内の役割から規定する 規定されるよりも、 ことが必要であろう しかしなお、産業報国会運動の意味については、労働過程における産業報国会組織の役割や、労働諸条件が生産過程に直接 全機構的に規定されることからくる労働者組織・運動の位置づけの変化(戦時体制下統制賃銀とその賃銀

- 2 五号)が制定され、賃銀統制は第二段階に入った。ここでの特徴の一つは総額制限方式が採用され、技能・能率に応じた賃銀 銀臨時措置令が時限立法であったことから、その期限ぎれによりあらたに賃銀統制令(一九四〇年一〇月一六日、勅令第六七 に賃銀臨時措置令(一九三九年一〇月一八日、勅令第五〇五号)による賃銀への九・一八ストップ令の適用がはかられた。賃 支払が認められていたことである。しかし戦時生産崩壊過程が進行するにつれ、実質的には総額制限方式によって保証されて 給基準額の確定(第五条第一項)を軸とし、さらに第二次世界大戦勃発による物価統制(九・一八ストップ令)の強化ととも 日勅令第一二八号賃銀統制令(第一次賃銀統制)は、時局産業における満一二才以上満二〇才未満の男子未経験労働者の初任 賃銀統制は労働者の生活の安定、賃銀の調整による移動防止により生産性向上を意図して実施された。一九三九年三月三一 、た技能・能率による賃銀管理は破産することとなった。
- (3) 労働力劣質化は「特殊労働者」比率の増加によって表わされる(付表10)。

														_	3
99, 116	10,878	88, 238	22,770	1,529	553 8,408 1,529		1,821	4,904 5,555	4,904	1,494	3,410	76,346 3,410 1,494	8, 831	67, 515	odir .
10, 230	1, 251	8, 979		112	2, 207	48	306	107	534	85	449	6, 916	1, 118	5, 798	首
984	22		53		33	_	L			1	1	931 —	22	909	双线线
1,086	70	1.016	357	18	307	1_		26	6	1_	6	729	70	659	雙線
	2,081	10.662	2, 568		867	172	354	369	806	264	542	10, 175	1,645	8, 530	石製鉄
14, 487	1, 295	13, 192	4, 980	418	1,250	106		2.248	958	149	809	9,507	1,040	8, 467	熨绽
59, 586	6, 159	53, 427		961	227 3,744	227	1, 161	996 2,600 2.805 1,161	2,600	996	1,604	48,080	4,936	43, 152	樂
芈	女	男	古今里		微用工	挺身隊 微用工	5	F H	<u>=</u> #	女	男	<u>=</u> #	女	9	作米男名
nih n		談	特殊労務	※ 見 し	新規	女 子新	京 三 文	切鮮人	#		*	改夫合計	・備員・環	普通工員・傭員・職夫合計	7

備考 1) 日鉄本社勤労課調『労務者在額人員増減表』による。 2) 前掲『日本製鉄株式会社史』689頁より。

- 4 時労働事情』昭和一九年、八五頁)。 負賃銀制度とからんで採炭先山(熟練労働者)の賃銀分配上の妙味を失わせ、先山の退坑と移動の原因となった(協調会『戦 炭鉱においては、炭鉱労働力の移動、それに起因する労働力の質的不斉一と低下による労働組織の崩壊と生産の減退は、請
- 5 そのかぎりで工員月給制度は「勤労者の性別年齢別を中心として最低標準生活費を算定したものを最低標準貸銀として月給の 昭和一八年、一八一九頁)。「皇国勤労観」からする賃銀は、「職分奉公を徹底せしむるための生活保障」としての賃銀であり、 基本給を定め家族扶養度、物価、技術、職制上の地位等に応じた手当及び割増を附加し、同時に企業の利潤に応じた報償」(同 したがって、工員月給制度は産業報国会運動推進の必然的過程をともなった(広崎真八郎『工員月給制度の研究』東洋書館、 綱」にうたう勤労の「国家性・人間性・生産性」の発揮を「皇国勤労観」として追求することにおいて主張されるにいたった。 工員月給制度は、生活給化の進行によって貸銀が直接的管理手段として意味をなさなくなったことと、「勤労新体制確立要 三〇六頁)で構成されるものとされた。
- (6) 黒川俊雄『日本の低賃銀構造』大月書店、昭和三九年、一五九一六〇頁。

六 結 語

たし、したがってそれは日本国家独占資本主義(史)論であった。 中で理論化をはかることが目的であるので、歴史的現象の分析そのものとしては簡単なものであるほか 政策の本質を明らかにするよう努力してきた。もちろん、実証そのものが主眼であるのではなく、歴史的事実の てきた。そのばあい、たんに理論として明らかにするのではなく、歴史的事実によって証明を試みつつ、労働力 本主義の全般的危機論、 労働力政策を国家独占資本主義の労働力政策として限定し、そのような労働力政策を理解するにあたって、資 しかしともかく、そのような意味では、それは対象とされた日本資本主義の分析そのものにほかならなか 国家独占資本主義論、 再生産構造論、 労働運動論との関連において明らかにしようとし はなか

後日本資本主義における諸矛盾の激化と一層深化する危機の性格(世界史的性格)を明らかにするうえで重要な役 において、すなわち国家独占資本主義の基本的性格の理解がきわめて重要な意味をもつからでもある。それは戦 構の分析を誤らしめないためには、国家独占資本主義の特殊的だが典型的な戦争体制の把握が原則的示唆を与え るからである。そしてまた、 欠落によるといえるであろうからである。また戦後日本資本主義の危機体制 での日本資本主義論における戦時下分析の不十分なことが、戦後日本資本主義分析においての弱さをもたらして いると思われるからである。 とりわけ戦後の近代化 (論) の評価を誤らしめる原因の一部は、この戦時の分析の 本稿が日本資本主義を対象としつつ、とりわけ戦争体制(戦時日本国家独占資本主義)を対象としたのは、 戦後日本資本主義の現段階の把握において、その差異におけるよりも、その類似性 (国家独占資本主義)の錯綜した諸機 これま

割を果すであろう。

		刊及3	労働者保護体系の構造的変		
1873	工 場 法 体 系日 本 坑 法(明6.7)	扶 助 体 系 各寮ニ傭使スル職工及ビ役夫ノ死 傷賑恤規則(明6.6)	社会保険体系	労働市場体系	労務管理体系
1875 1879	西洋形商船海員雇入雇止規則 (明12.2)	官役人夫死傷手当規則(明8.4) 各庁技術者工芸者就業上死傷手当 内規(明12.2)			
1890	<u></u> 鉱 業 条 例 (明23.9)	F130C (9312. 27)			
1892 1899	鉱業警察規則(明25.3) 船員法(明32.3)				
1902	6+W2+ (UU)0 0) 6+W-6 (D)06 J	砲兵工廠職工扶助令(明35.7)			
1905	鉱業法(明38.3)—鉱業条例廃止 鉱業法施行細則(明38.6)				
1907	鉱業法改正(明43.3)	官役職工人夫扶助令(明40.5)			
1911	鉱 業 法 改 正 (明44.3) 工場法 (明44.3)一施行大正5年				
1916	工場法施行令(大5.8) 鉱業警察規則(大5.8)	鉱夫労役扶助規則(大5.8)			
1918 1919	鉱業警察規則改正(大8.3)	傭人扶助規則(大7.11)			
1921	黄燐燐寸製造禁止法(大10.4)			職業紹介法(大10.4)	
1922	工場法施行令改正 (大11.10)		健康保険法(大11.4)-大正	職業紹介法施行令(大10.6) 船員職業紹介法(大11.4)	
	工場法改正(大12.3)		15年施行 	職業紹介法施行令改正 (大12.3)	
1923	工場労働者最低年令法(大12.3) 船員最低年令法(大12.3)				
1924	鉱業法改正(大13.7)			労働者募集取締令 (大13.12) 職業紹介法施行令改正(大14.6)	
				営利職業紹介事業取締規則 (大14.12)	
1926	工場法施行令改正 (大15.6)	傭人扶助令改正(大15.6) 鉱夫労役扶助規則改正(大15.6)	健康保険法施行令 (大15.6) 健康保険法改正 (大15.11)		
1927	鉱 業 法 改 正 (昭2.3) 工場附属寄宿舎規則 (昭2.4)	鉱夫労役扶助規則改正(昭2.5)	健康保険法施行令改正(昭 2.3)		
1928		傭人扶助令改正(昭3.6) 鉱夫労役扶助規則改正(昭3.9)			
1929	工場法改正(昭4.3)	鉱夫労役扶助規則改正(昭4.6)	健康保険法改正(昭4.3)		
1929	工場法施行令改正(昭4.6) 工場危害予防及衛生規則(昭4.6)	傭人扶助令改正(昭4.7)		2 Martin	
1931	鉱業法改正(昭6.7)	労働者災害扶助法(昭 6 . 4) 労働者災害扶助法施行令(昭 6 . 11)	労働者災害扶助責任保険法 (昭 6 · 4) 小児保険法(昭 6 · 6)	入営者職業保障法(昭 6.4)	
1932		供給労働者扶助令(昭7.1)	77.70 冰 次 (左 (响 0.0)		
1933		鉱夫労役扶助規則改正(昭8.6) 労働者災害扶助法改正(昭8.12)			
		労働者災害扶助法施行令改正 (昭 8 . 12)			
1934	鉱 業 法 改 正 (昭9.3) 土石採取業安全及衛生規則		健康保険法改正(昭9.3)		
1935	(昭 9 . 5) 工場法改正(昭10.3)	労働者災害扶助法改正(昭10.3)			
	鉱業法改正(昭10.3) 工場法施行令改正(昭11.12)	汽 罐 取 締 令 (昭10.4) 鉱夫労役扶助規則改正 (昭11.7)	退職積立金及退職手当法(昭11.6)	職業紹介法改正(昭11.5)	
1936		鉱夫労役扶助規則改正 (昭11.12) 傭人扶助令改正 (昭11.12)	退職積立金及退職手当法施行令 (昭11.11)		
		労働者災害扶助法施行令改正 (昭11.12)			
	軍需工場ノ年少者及女子労働者ノ 就業時間並休日ノ取扱ニ関スル	事変ノ際ニ於ケル鉱夫労役扶助規 則ノ取扱ニ関スル件通牒			
1937	件通牒(昭12.7) 土木建築工事場安全及衛生規則	(昭12.10)			
	(昭12.9) 軍需工場ニ於ケル保護職工ノ就業				
	時間ノ延長並休日廃止ノ許可ニ 関スル件通牒 (昭12.10)				
	工場法施行令改正(昭13.1) 商 店 法(昭13.3)		国民健康保険法(昭13.4)	職業紹介法改正(昭13.4) 入営者職業保障法改正(昭13.4)	
1938	工場危害予防及衛生規則改正 (昭13.4) 土木建築工事場安全衛生規則改正			職業紹介法施行令改正(昭13.6) 無料職業紹介事業規則(昭13.6) 労務供給事業規則(昭13.6)	
	(昭13.10)			労務者募集規則(昭13.6) 営利職業紹介事業規則(昭13.7)	
	<u></u>	鉱夫労役扶助規則改正(昭14.5)	健康保険法改正 (昭14.4)	学校卒業者使用制限令(昭13.8) 国民職業能力申告令(昭14.1)	賃 銀 統 制 令 (昭14.3)
1939	工場就業時間制限令(昭14.3)	女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫労役 扶助規則第11条ノ2第1項ノ特	職員健康保険法 (昭14.4) 船員保険法(昭14.4)	従業員雇入制限令(昭14.3) 工場事業場技能者養成令(昭14.3)	賃銀統制令施行規則(昭14.4) 賃銀臨時措置令(昭14.10)
		例ニ関スル件 (昭14.8)		学校技能者養成令 (昭14.3) 国民徵用令 (昭14.6)	価格等統制令 (昭14.10)
	<u></u>		船員保険法施行令(昭15.2)	船舶運航技能者養成令(昭14.11) 青少年雇入制限令(昭15.2)	価格等統制令改正(昭15.9)
	工場危害予防及衛生規則改正 (昭15.10)	則第11条ノ2ノ特例ニ関スル件 (昭15.4)	健康保険法施行令改正(昭15.6) 職員健康保険法施行令改正	機械技術者検定規則(昭15.3) 職業紹介法改正(昭15.3)	賃銀統制令改正 (昭15.13) 会社経理統制令 (昭15.10)
1940	工場附属寄宿舎規則改正(昭15.10)	労働者災害扶助法施行令改正 (昭15.9)	(昭15.6) 退職積立金及退職引当法施行令改	職業紹介法施行令改正(昭15.7) 国民徵用令改正(昭15.10)	賃銀統制令施行規則改正(昭15.10)
			正(昭15.7) 労働者災害扶助責任保険法施行令	船 員 徵 用 令 (昭15.10) 国民職業能力申告令改正(昭15.10)	
			改正 (昭15.9)	労務供給事業規則改正(昭15.11) 従業者移動防止令(昭15.11) 船員使用等統制令(昭15.11)	
	商店法/閉店時刻ニ関スル件通牒 (昭16.3)	鉱夫就業扶助規則 (昭16.5) 国民徴用扶助規則 (昭16.12)	退職積立金及退職引当法改正 (昭16.3)	国民労務手帳法(昭16.3)機械技術者検定令(昭16.5)	賃銀統制令施行規則改正(昭16.7) 賃銀統制令改正(昭16.9)
	生木建築工事場附属宿舎規則 (昭16.12)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 	(昭10.3) 健康保険法改正(昭16.3) 国民健康保険法改正(昭16.3)	国民労務手帳法施行令(昭16.6) 国民職業能力申告令改正(昭16.10)	質銀統制令改正(昭16.9) 賃銀統制令施行規則改正(昭16.9) 価格等統制令改正(昭16.9)
1941	٠		労働者年金保険法(昭16.3) 労働者災害扶助責任保険法改正	学校卒業者使用制限令改正 (昭16.11) 国民勤労報国協力令(昭16.11)	会社経理統制令改正(昭16.12)
			(昭16.11) 労働者年金保険法施行令(昭16.12)	国民勤労報国協力等(昭16.11) 労務供給事業規則改正(昭16.12) 国民徴用令改正(昭16.12)	
				労務調整令 (昭16.12)一従業者使 用制限令,青少年雇入制限令,	
				従業者雇入制限令廃止・統合 医薬関係者徴用令 (昭16.12)	
	工場危害予防及衛生規則改正 (昭17.2)	戦時災害保護法(昭17.2) 女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫就業	健康保険法改正(昭17.2)一職員 健康保険法統合	国民徴用令改正(昭17.1) 獣医師等徴用令(昭17.1)	重要事業場労務管理令(昭17.2) 重要事業場労務管理令施行規則
	工場附属寄宿舎規則改正(昭17.2)	扶助規則第11条ノ2第1項ノ特 例ノ効力延長ニ関スル件 (昭17.3)	国民健康保険法改正(昭17.2) 労働年金保険法改正(昭17.2) 国民健康保険法施行令改正	国民職業能力申告令改正(昭17.1) 獸医師等職業能力申告令(昭17.1) 船員徵用令改正(昭17.3)	(昭17.2) 臨時家族手当給与令(昭17.3) 価格等統制令改正(昭17.6)
1942		(昭17.3) 女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫就業 扶助規則第11条ノ2第1項ノ特	国民健康保険法施行令改正 (昭17.3) 船員保険法施行令改正(昭17.7)	船員徵用令改正(昭17.3) 小型船舶乗組員手帳法(昭17.3) 学校卒業者使用制限令改正	価格等統制令改正 (昭17.6) 戦時勤続手当給与令 (昭17.11) 臨時家族手当給与令改正(昭17.11)
		例 - 関スル件改正 (昭17.3) 戦時災害保護法施行令 (昭17.4)	健康保険法施行令改正 (昭17.12) 労働者年金保険法施行令改正	(昭17.11) 国民職業能力申告令改正(昭17.11)	January of Segment Company
			(昭17.12)	国民徵用令改正 (昭17.11) 国民勤労報国協力令改正(昭17.11)	
	工場法戦時特例(昭18.6)			労務調整令改正(昭17.11) 国民勤労報国協力令改正(昭18.6)	賃銀統制令施行規則改正(昭18.2)
	工場法戦時特例施行規則(昭18.6)工場就業時間制限令廃止(昭18.6)	(昭18.2) 鉱夫就業扶助規則ノ特例ニ関スル	改正 (昭18.3) 船員保険法施行令改正 (昭18.3)	労務調整令改正(昭18.6) 国民職業能力申告令改正(昭18.6)	重要事業場労務管理施行規則改正 (昭18.2)
1040	工場附属寄宿舎規則改正(昭18.9) 船員法施行令改正(昭18.9)	件 (昭18.6)		国民徽用令改正(昭18.7) 船員職業能力申告令改正(昭18.9)	賃銀統制令改正 (昭18.6) 応徴士服務規律 (昭18.8) 賃銀統制会改正 (四18.11)
1943				工場事業場技能者養成令戦時特例 ニ関スル件通牒(昭18.10) 工場事業提技能考養成会難時時例	賃銀統制令改正(昭18.11)
				工場事業場技能者養成令戦時特例 (昭18.10) 軍需会社徵用規則(昭18.12)	
				車需会社飯用規則 (昭18.12) 国民職業能力申告令改正(昭18.12) 徴用適令臨時特例(昭18.12)	
	工場危害予防及衛生規則改正 (昭19.1)	鉱夫就業扶助規則ノ特例ニ関スル 件改正 (昭19.2)	厚生年金保険法(昭19.2)一労働 者年金保険法,退職積立金及退	国民徵用令改正(昭19.2) 国民職業能力申告令改正(昭19.2)	戦時官吏服務令(昭19.1) 戦時公吏服務令(昭19.1)
	船員法戦時特例(昭19.2)	6女打" (地口12. 7)	有年金保険法、这職積立金及退職手当法統合 厚生年金保険法施行令(昭19.5)	国民職業能力申告令改正(昭19.2) 職業紹介法施行規則改正(昭19.3) 国民職業能力申告令改正(昭19.5)	戦時公史服務等(昭19.1) 賃銀統制令改正(昭19.5) 価格等統制令改正(昭19.9)
1944			健康保険法施行令改正(昭19.5)	労務調整令改正(昭19.5) 学徒勤労令(昭19.8)	日傭労働者の賃銀規制ニ関スル件 通牒 (昭19.10)
				女子挺身勤労令(昭19.8) 労務供給事業規則改正(昭19.9)	賃銀統制令改正 (昭19.11) 賃銀統制令施行規則改正(昭19.11)
				労務調整令改正 (昭19.11) 国民勤労報国協力令 (昭19.11)	勤続手当給与令(昭19.12)
		国民勤労動員扶助規則(昭20.3)		軍需会社徵用規則改正 (昭19.11) 船員動員令 (昭20.1)	価格等統制令改正(昭20.5)
1945				国民勤労動員令(昭20.3)—学校 卒業者使用制限令, 労務調整令, 国民党田会 国民勤労納国牧力	賃銀統制令改正(昭20.8)
				国民徴用令,国民勤労報国協力 令,女子挺身隊令廃止・統合 戦時要員緊急要務令(昭20.5)	
				- A.で) 女兵米心女物市(昭4U. 5)	